

資料 15 - 1

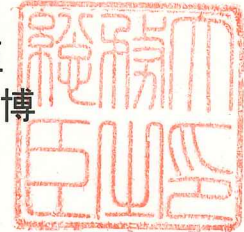
郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の地方公共団体  
貸付に関する省令改正について

(諮問第1052号)

諮問第1052号  
平成23年7月7日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温 殿

総務大臣  
片山 善 博



諮 問 書

公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成19年総務省令第113号）附則第4条第9項及び第9条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法施行規則（平成15年総務省令第8号）及び旧簡易生命保険法施行規則（平成15年総務省令第15号）の一部を改正することとしたい。

上記のことについて諮問する。

# 郵便貯金資産及び簡易生命保険資産の地方公共団体貸付に関する省令改正について

## 1 現状

- ① 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構は、郵便貯金資産・簡易生命保険資産について、地方公共団体に貸付け。  
平成23年3月末の残高：郵便貯金資産 2兆5,988億円、簡易生命保険資産12兆8,682億円
  - ② 東日本大震災により、貸付けにより地方公共団体が取得した施設等の多くが滅失・損壊。
  - ③ 地方公共団体は、施設等の復旧を行わないときはその貸付けに係る繰上償還が必要(総務省令)。  
⇒繰上償還は財政負担となるため、被災した地方公共団体から繰上償還免除について要望。
- ※ なお、他の公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)については、復旧を行わないときに繰上償還免除が可能な制度となっており、東日本大震災では、繰上償還を免除方針。



## 2 総務省令の改正

上記を踏まえ、東日本大震災のようなやむを得ない理由がある場合は、復旧を行わないときにも繰上償還しないとする例外を認めるため、総務省令(※)を改正。

- ※ 旧郵便貯金法施行規則第14条第1項第6号、旧簡易生命保険法施行規則第14条第1項第6号  
なお、改正に当たっては、情報通信行政・郵政行政審議会への諮問が必要。

○総務省令第 号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）第六十九条の規定に基づき、旧郵便貯金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

総務大臣 片山 善博

旧郵便貯金法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）附則第四条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便貯金法施行規則（平成十五年総務省令第八号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号に次のただし書を加える。

ただし、復旧を行わないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○総務省令第 号

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第百二号）附則第十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）第八十八条の規定に基づき、旧簡易生命保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年 月 日

総務大臣 片山 善博

旧簡易生命保険法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙郵便規則等の一部を改正する省令（平成十九年総務省令第百十三号）附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法施行規則（平成十五年総務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第六号に次のただし書を加える。

ただし、復旧を行わないことについてやむを得ない理由がある場合は、この限りでない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。